



# 島根県報

令和6年3月29日（金）

号外第33号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【規則】

行政権限委任規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	3
島根県事務決裁規則の一部を改正する規則	（    ”    ）	4
島根県行政組織規則の一部を改正する規則	（    ”    ）	10

## 公布された条例等のあらまし

### ◇行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第24号）

#### 1 規則の概要

(1) 知事の権限に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

##### ア 民法に基づく次の権限

工事の施行に伴い取得する土地に係る所有者不明土地管理人及び建物に係る所有者不明建物管理人による管理を命ずる処分を地方裁判所へ申し立てること。

##### イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく次の権限

新型インフルエンザ等感染症の患者及び濃厚接触者に対する健康観察の報告の受理

##### ウ 児童福祉法に基づく次の権限

(ア) 障害児入所給付費等の支給を受けている者が、満20歳に達した後においても、当該者が満23歳に達するまで、引き続き障害児入所給付金等を支給すること。

(イ) 障害児入所施設に在所している者について、引き続き障害児入所施設に在所させる措置を採ること。

(ウ) 障害児入所施設に在所している者又は委託を継続して指定発達支援医療機関に入院している者について、引き続き在所させ、若しくは委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ること。

(2) その他規定の整理

#### 2 施行期日

令和6年4月1日から施行することとした。

### ◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第25号）

#### 1 規則の概要

(1) 令和6年度組織改正に伴う規定の整備

(2) 次に掲げる事務は、部長が専決することができる事項とすることとした。（別表第2関係）

ア 医療法の規定により、協定締結病院等の管理者に対し、協定に基づく措置をとるべきことの勧告等を行うこと。

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、精神科病院の管理者に対し、改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又は必要な措置を採ることの命令等を行うこと。

(3) その他法令改正及び事務の新設、廃止等に伴う所要の改正

#### 2 施行期日

令和6年4月1日から施行することとした。

### ◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第26号）

#### 1 規則の概要

(1) 令和6年度組織改正を次のように行うこととした。

##### ア 本庁

部	課等	改正の概要
環境生活部	スポーツ振興課	「島根かみあり国スポ・全スポ準備室」を廃止
	島根かみあり国スポ・全スポ準備室	設置
健康福祉部	感染症対策室	業務を薬事衛生課に移管し、廃止

##### イ 地方機関

部	事務所等	改正の概要
土木部	松江県土整備事務所	「土木工務部」を改組し、「土木工務第一部」及び「土木工務第二部」を設置
	出雲県土整備事務所	「土木工務部」を改組し、「土木工務第一部」及び「土木工務第二部」を設置

(2) その他所要の改正

## 2 施行期日

令和6年4月1日から施行することとした。

# 規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県規則第24号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表支庁の部14の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同部15の項中「漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づく許可等に関する規則」に改め、同部16の項第16号及び第17号を削り、同部17の項中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 第9条第2項の規定により、入出港届を受理すること。

別表支庁の部59の項第10号中「土地」を「財産」に、「相続財産管理人」を「相続財産清算人」に改め、同項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 工事の施行に伴い取得する土地に係る所有者不明土地管理人及び建物に係る所有者不明建物管理人による管理を命ずる処分を地方裁判所へ申し立てること。

別表保健所の部13の項中第35号を第36号とし、第27号から第34号までを1号ずつ繰り下げ、同項第26号中「第44条の3の3」を「第44条の3の6」に改め、同号を同項第27号とし、同項第25号の次に次の1号を加える。

(26) 第44条の3第6項の規定による新型インフルエンザ等感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者及び新型インフルエンザ等感染症の患者への報告の徴収の委託を受けた者からの報告の受理

別表児童相談所の部1の項中第39号を第42号とし、同項中第26号から第38号までを3号ずつ繰り下げ、第25号を第26号とし、同号の次に次の2号を加える。

(27) 第31条の2第1項の規定により、引き続き在所させる措置を採ること。

(28) 第31条の2第2項の規定により、引き続き在所させ、若しくは委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ること。

別表児童相談所の部1の項中第24号を第23号とし、第13号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、同項第12号中「実施」の次に「又は社会的養護自立支援拠点事業の実施」を加え、同号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 第24条の24第2項の規定により、障害児入所給付費等の支給を受けている者が満20歳に達した後においても、当該者が満23歳に達するまで、引き続き障害児入所給付金等を支給すること。

別表農林水産振興センターの部8の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同部9の項中「漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づく許

可等に関する規則」に改め、同部10の項第16号及び第17号を削り、同部11の項中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 第9条第2項の規定により、入出港届を受理すること。

別表農林水産振興センターの部17の項第7号中「土地」を「財産」に、「相続財産管理人」を「相続財産清算人」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(8) 工事の施行に伴い取得する土地に係る所有者不明土地管理人及び建物に係る所有者不明建物管理人による管理を命ずる処分を地方裁判所へ申し立てること。

別表県土整備事務所の部54の項第4号中「土地」を「財産」に、「相続財産管理人」を「相続財産清算人」に改め、同項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 工事の施行に伴い取得する土地に係る所有者不明土地管理人及び建物に係る所有者不明建物管理人による管理を命ずる処分を地方裁判所へ申し立てること。

別表浜田河川総合開発事務所の部6の項第4号中「土地」を「財産」に、「相続財産管理人」を「相続財産清算人」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(5) 工事の施行に伴い取得する土地に係る所有者不明土地管理人及び建物に係る所有者不明建物管理人による管理を命ずる処分を地方裁判所へ申し立てること。

別表出雲空港管理事務所の部4の項第4号中「土地」を「財産」に、「相続財産管理人」を「相続財産清算人」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(5) 工事の施行に伴い取得する土地に係る所有者不明土地管理人及び建物に係る所有者不明建物管理人による管理を命ずる処分を地方裁判所へ申し立てること。

別表宍道湖流域下水道事務所の部15の項第4号中「土地」を「財産」に、「相続財産管理人」を「相続財産清算人」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 工事の施行に伴い取得する土地に係る所有者不明土地管理人及び建物に係る所有者不明建物管理人による管理を命ずる処分を地方裁判所へ申し立てること。

別表浜田港湾振興センターの部20の項第4号中「土地」を「財産」に、「相続財産管理人」を「相続財産清算人」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(5) 工事の施行に伴い取得する土地に係る所有者不明土地管理人及び建物に係る所有者不明建物管理人による管理を命ずる処分を地方裁判所へ申し立てること。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

---

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県規則第25号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項の表出納局長の項第3号を削る。

別表第2健康福祉部の表医療政策課の項第1号部長専決事項の欄中(7)を(10)とし、(6)を(9)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) 法第30条の12の6第8項の規定により、協定締結病院等の管理者に対し、当該協定に基づく措置をとるべきことを勧告すること。

---

(7) 法第30条の12の6第9項の規定により、勧告に従わない協定締結病院等の管理者に対し、当該協定に基づく措置をとるべきことを指示すること。

(8) 法第30条の12の6第10項の規定により、協定締結病院等の管理者が指示に従わなかったときは、その旨を公表すること。

別表第2健康福祉部の表障がい福祉課の項第3号部長専決事項の欄の(3)中「第33条の7第1項」を「第33条の6第1項」に改め、同欄の(4)中「第33条の7第6項」を「第33条の6第6項」に改め、同欄中(10)を(14)とし、(9)の次に次のように加える。

(10) 法第40条の6第1項の規定により、精神科病院の管理者に対し、改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又は必要な措置を採ることを命ずること。

(11) 法第40条の6第2項の規定により、命令を受けた精神科病院の管理者がこれに従わなかったときは、その旨を公表すること。

(12) 法第40条の6第3項の規定により、精神科病院の管理者に対し、精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命ずること。

(13) 法第40条の6第4項の規定により、医療の提供の全部又は一部を制限することを命じた旨を公示すること。

別表第2健康福祉部の表薬事衛生課の項に次の2号を加える。

<p>23 感染症の予防及び 感染症の患者に対す る医療に関する法律 (平成10年法律第 114号)の施行に関 する事務</p>	<p>(1) 法第14条第1項の規定により、指定届出機関を指定し、又は同条第6項の規定により、当該指定を取り消すこと。</p> <p>(2) 法第15条第16項の規定により、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対して職員の派遣その他必要な協力を求めること。</p> <p>(3) 法第36条の2第1項の規定により、公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院の管理者に対し、当該医療機関が講ずべきもの及び措置に要する費用の負担方法等について、通知すること。</p> <p>(4) 法第36条の3第1項の規定により、医療機関の管理者と協議し、医療措置協定を締結すること。</p> <p>(5) 法第36条の3第3項の規定により、医療法第72条第1項に規定する都道府県医療審議会の意見を聴くこと。</p> <p>(6) 法第36条の4第1項の規定により、公的医療機関等の管理者に対し、同項各号に掲げる措置</p>
--	---

		<p>をとるべきことを指示すること。</p> <p>(7) 法第36条の4第2項の規定により、医療機関の管理者に対し、同項各号に掲げる措置をとるべきことを勧告すること。</p> <p>(8) 法第36条の4第3項の規定により、医療機関の管理者に対し、必要な指示をすること。</p> <p>(9) 法第36条の4第4項の規定により、公的医療機関等又は医療機関の管理者が指示に従わなかったときは、その旨を公表すること。</p> <p>(10) 法第36条の6第1項の規定により、病原体等の検査を行っている機関、宿泊施設等と検査等措置協定を締結すること。</p> <p>(11) 法第36条の7第1項の規定により、検査等措置協定を締結した病原体等の検査を行っている機関等の管理者に対し、当該検査等措置協定に基づく措置をとるべきことを勧告すること。</p> <p>(12) 法第36条の7第2項の規定により、病原体等の検査を行っている機関等の管理者に対し、必要な指示をすること。</p> <p>(13) 法第36条の7第3項の規定により、病原体等の検査を行っている機関等の管理者が指示に従わなかったときは、その旨を公表すること。</p> <p>(14) 法第36条の19第4項の規定により、国税滞納処分の例により処分すること。</p> <p>(15) 法第36条の22第1項の規定により、保険者等に対し、業務に関する報告を徴し、又は職員に実地にその状況を検査させること。</p>
--	--	---

- (16) 法第36条の24第1項の規定により、対象医療機関の管理者に対し、既に交付した流行初期医療の確保に要する費用の全部又は一部の返還を命ずること。
- (17) 法第36条の37第1項の規定により、業務又は財産の状況に関する報告を徴し、又は職員に実地にその状況を検査させること。
- (18) 法第36条の37第3項の規定により、厚生労働大臣に通知すること。
- (19) 法第38条第2項の規定により、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関を指定し、同条第5項から第8項までの規定により、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関に対する指導を行い、又は同条第11項の規定により、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関の指定を取り消すこと。
- (20) 法第43条第1項の規定により、感染症指定医療機関の管理者に対して報告を求め、若しくは職員に帳簿書類を検査させ、又は同条第2項の規定により、診療報酬の支払を一時差し止めさせ、若しくは差し止めること。
- (21) 法第44条の4の2第1項の規定により、新型インフルエンザ等感染症医療担当従事者又は新

		<p>型インフルエンザ等感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を他の都道府県知事に対し求めること。</p> <p>(22) 法第44条の4の2第2項の規定により、厚生労働大臣に対し、新型インフルエンザ等感染症医療担当従事者の確保に係る他の都道府県知事による応援について調整を行うよう求めること。</p> <p>(23) 法第44条の4の2第3項の規定により、厚生労働大臣に対し、新型インフルエンザ等感染症予防等業務関係者の確保に係る他の都道府県知事による応援について調整を行うよう求めること。</p> <p>(24) 法第44条の5第2項の規定により、厚生労働大臣に対し、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するために必要な措置に関する総合調整を要請すること。</p> <p>(25) 法第44条の5第3項の規定により、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するために必要な措置に関する総合調整に関し厚生労働大臣に意見を申し出ること。</p> <p>(26) 法第51条第1項の規定により、措置の内容等を厚生労働大臣に通報すること。</p> <p>(27) 法第51条の2第1項の規定により、新感染症医療担当従事者又は新感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を他の都道府県知事に対し求めること。</p> <p>(28) 法第51条の2第2項の規定により、厚生労働大臣に対し、新感染症医療担当従事者の確保に</p>
--	--	---



		<p>係る他の都道府県知事による応援について調整を行うよう求めること。</p> <p>(29) 法第51条の2第3項の規定により、厚生労働大臣に対し、新感染症予防等業務関係者の確保に係る他の都道府県知事による応援について調整を行うよう求めること。</p> <p>(30) 法第51条の4第2項の規定により、厚生労働大臣に対し、新感染症のまん延を防止するために必要な措置に関する総合調整を要請すること。</p> <p>(31) 法第52条第1項の規定により、措置の内容及びその後の経過を厚生労働大臣に報告すること。</p> <p>(32) 法第63条の3第1項の規定により、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置に関する総合調整を行うこと。</p> <p>(33) 法第63条の3第2項の規定により、保健所設置市等の長からの要請に基づき、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置に関する総合調整を行うこと。</p> <p>(34) 法第63条の4の規定により、保健所設置市等の長に対し、入院の勧告又は入院の措置に関し必要な指示をすること。</p>
24 予防接種法（昭和23年法律第68号）の施行に関する事務		(1) 法第6条第1項の規定により、麻しん等のまん延防止のため臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行わせること。

別表第2 健康福祉部の表感染症対策室の項を削る。

別表第2 農林水産部の表水産課の項第4号部長専決事項の欄の(1)中「第18条」を「第20条」に、「第19条第1項」を「第21条第1項」に改め、同欄の(2)中「第19条第1項」を「第21条第1項」に改め、同欄の(3)中「第20条」を「第24条」に改め、同欄の(4)中「第22条」を「第26条」に改め、同欄の(5)中「第23条」を「第27条」に改め、同項第7号事務の種類欄中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

別表第2土木部の表道路維持課の項第1号部長専決事項の欄の(2)中「第75条第1項」を「第75条第2項」に、「処分の取消し、変更その他必要な処分を命じ、又は工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のための必要な措置をすることを命ずる」を「同項各号に定める措置をする」に改め、同表建築住宅課の項第3号部長専決事項の欄の(1)中「第97条の2第2項」を「第97条の2第3項」に改め、「建築主事」の次に「又は建築副主事（以下この号において「建築主事等」という。）」を加え、同欄の(2)中「建築主事」の次に「等」を加え、同項第12号事務の種類欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第5保健所の項第5号地方機関の長専決事項の欄の(10)中「とる」を「採る」に改め、同項第20号地方機関の長専決事項の欄の(4)中「報告事項を」を「報告内容を厚生労働大臣に報告するとともに、」に改め、同欄の(5)中「第6条の3第6項」を「第6条の3第8項」に改め、同表心と体の相談センターの項第2号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「第33条第7項」を「第33条第9項」に、「第33条の7第5項」を「第33条の6第5項」に改め、同欄の(2)中「（同条第2項において準用する場合を含む。）」を削り、同表支庁及び農林水産振興センターの項第28号地方機関の長専決事項の欄の(3)中「事項」を「登録事項」に、「に登録」を「に記載」に改め、同欄の(5)を削り、同欄の(4)中「第10条」を「第11条」に改め、同欄中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 法第8条の規定により、業務規程の変更に係る届出を受理すること。

別表第5支庁及び農林水産振興センターの項第28号地方機関の長専決事項の欄の(6)中「第18条」を「第20条」に、「第19条第1項」を「第21条第1項」に改め、同欄の(7)中「第24条第1項」を「第29条第1項」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

---

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県規則第26号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表環境生活部の項中「スポーツ振興課」の次に「島根かみあり国スポ・全スポ準備室」を加え、同表健康福祉部の項中「感染症対策室」を削り、同条第5項の表スポーツ振興課の項中「島根かみあり国スポ・全スポ準備室」を削る。

第14条第1項の表環境生活部の部スポーツ振興課の項第8号を削り、同部に次のように加える。

島根かみあり国スポ・全スポ準備室

第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会の準備に関すること。

第14条第1項の表健康福祉部の部青少年家庭課の項第5号中「要保護女子の保護更生」を「困難な問題を抱える女性への支援」に改め、同部薬事衛生課の項に次の2号を加える。

(2) 結核その他の感染症の予防及び医療の提供に関すること。

(4) 笹ヶ谷周辺地区住民健康管理事務に関すること。

第14条第1項の表健康福祉部の部感染症対策室の項を削り、同表農林水産部の部農山漁村振興課の項第2号中「こと」の次に「（日本型直接支払制度の取組拡大に係るものに限る。）」を加え、同項第16号中「（他課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同部農業経営課の項に次の1号を加える。

(15) 農山漁村の担い手不在集落対策に関すること（農山漁村振興課の所掌に属するものを除く。）。

第14条第1項の表農林水産部の部畜産課の項第19号を削り、同部農村整備課の項第1号及び第3号中「土地改良事業等」を「農業農村整備事業等」に、同項第8号中「土地改良事業」を「農業農村整備事業」に改め、同項第9号を削り、

同項第10号中「内の事業の実施、指導及び管理」を「の指定及び管理等」に改め、「こと」の次に「（農地に係るものに限る。）」を加え、同号を同項第9号とし、同部農地整備課の項第1号中「土地改良事業」を「農業農村整備事業」に改め、同項第2号中「内の事業の実施、指導及び管理」を「の指定及び管理等」に改め、同表商工労働部の部雇用政策課の項第8号中「こと」の次に「（若年者就職促進室）」を加え、同項第13号中「。」の次に「（若年者就職促進室）」を加え、同条第2項の表農林水産部・商工労働部の部しまねブランド推進課の項第6号中「一般社団法人島根県物産協会」を「一般財団法人島根県物産協会」に改める。

第21条第2項の表隠岐保健所の部総務保健部の項中「総務医事課」を「地域包括ケア推進スタッフ、総務医事課」に改め、同表県土整備局の部業務部の項中「総務課」の次に「、契約業務課」を加え、同条第9項の表農林水産局の部総務企画部の項第3号及び第5号中「土地改良事業等」を「農業農村整備事業等」に改め、同項第8号を削り、同項中第19号を第18号とし、第9号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、同表県土整備局の部業務部の項第7号及び第8号並びに農林工務部の項第1号及び第6号中「土地改良事業等」を「農業農村整備事業等」に改め、同条中第9項を第10項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 支庁県土整備局維持管理部隠岐空港管理所に業務課を置く。

第22条第2項の表西部県民センターの部商工観光部の項中「観光振興課」を「観光振興スタッフ」に改める。

第23条第3項を次のように改める。

3 東京事務所に、総務課、省庁スタッフ、産業振興スタッフ及び日比谷しまね館スタッフを置く。

第23条第4項を削る。

第36条第3項の表出雲保健所の部環境衛生部の項中「衛生指導課」を「環境調整スタッフ、衛生指導課」に改め、隠岐保健所の部総務保健部の項中「総務医事課」を「地域包括ケア推進スタッフ、総務医事課」に改める。

第40条第2項の表中央児童相談所の項の次に次のように加える。

出雲児童相談所	相談支援第一課、相談支援第二課、判定保護課、総務・女性相談スタッフ
---------	-----------------------------------

第40条第2項の表中「出雲児童相談所 浜田児童相談所 益田児童相談所」を「浜田児童相談所 益田児童相談所」に改める。

第42条第2項中「管理企画担当」を「総務企画スタッフ」に改め、同条第4項第1号中「緊急の保護又は自立のための援助を必要とする」を「困難な問題を抱える」に改め、「相談」の次に「及び援助」を加え、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族の一時保護に関すること。

(3) 困難な問題を抱える女性に対する医学的又は心理学的な援助に関すること。

第46条第2項の表西部農林水産振興センターの部中「構造対策緊急地域・6次産業スタッフ」を「構造対策緊急地域スタッフ」に改め、同条第7項総務企画部の項第3号及び第5号中「土地改良事業等」を「農業農村整備事業等」に改め、同項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第51条第3項の表育種改良・研究部の項中「肉用牛科、繁殖技術科」を「肉用牛生産技術科」に改める。

第64条第2項の表松江県土整備事務所の部用地部の項中「用地第二課」の次に「、北海道用地課」を加え、同部土木工務部の項中「土木工務部」を「土木工務第一部」に改め、「、土木工務第三課、都市整備課」を削り、同項の次に次のように加える。

土木工務第二部	土木工務第三課、土木工務第四課
---------	-----------------

第64条第2項の表雲南県土整備事務所の部業務部の項中「、災害用地課」を削り、同部農林工務部の項中「治山・林道第一課、治山・林道第二課」を「治山・林道課」に改め、同部土木工務部の項中「、災害工務課」を削り、同表出雲県土整備事務所の部土木工務部の項中「土木工務部」を「土木工務第一部」に改め、「、土木工務第三課、都市整備課」を削り、同項の次に次のように加える。

土木工務第二部	土木工務第三課、都市整備課
---------	---------------

第64条第2項の表浜田県土整備事務所の部維持管理部の項中「ダム管理第二課」の次に「、ダム管理第三課」を加え、

「  
同部中 

	技術管理スタッフ
--	----------

 を  
」

「  

	技術管理スタッフ
	江の川治水事業推進スタッフ

 に改め、同条第4項の表松  
」

江県土整備事務所広瀬土木事業所の項中「、ダム管理課」を「、布部ダムスタッフ、山佐ダムスタッフ」に改め、同表雲南県土整備事務所仁多土木事業所の項中「業務課、維持管理課」を「業務管理課、維持課」に改め、同条第7項の表業務部の項第9号及び第10号、用地部の項第1号及び第2号、農林工務部の項第1号及び第6号並びに事業所の項第27号中「土地改良事業等」を「農業農村整備事業等」に改める。

第65条第1項中「波積ダム」を「矢原川ダム」に、「矢原川ダム」を「波積ダム」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 浜田河川総合開発事務所に、総務スタッフ、矢原川ダム建設課及びダム道路課を置く。

第69条第2項の表中「自治研修所」を「東京事務所」に改める。

第71条第1項の表条例によるものの部浜田漁港管理会の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。